

平成29年第3回芦北町農業委員会総会議事録

・開催日時 平成29年3月10日(金) 午前 9時30分

・閉会日時 平成29年3月10日(金) 午前 11時00分

・開催場所 芦北町地域活性化センター 2階大会議室

・出席委員 21名

1番 宮島 正文	3番 竹本 幸哉	4番 田口 宗一
6番 徳永 修一	7番 下山 國男	8番 一谷 代継
10番 才守 久	11番 平井 正宏	12番 阪口 修一
13番 立水 庄一	14番 小崎 良一	16番 蓑田 正志
17番 塚本 壽	18番 松原 茂喜	19番 坂口恵美子
20番 村上 久廣	21番 田口 昭広	22番 牧 正徳
23番 岡本 辰男	24番 井川 輝征	25番 片山 幸弘

・欠席委員 4名

2番 浦川 敬次	5番 白畑 義美	9番 宮原千代子
15番 草野 義雄		

・農業委員会事務局職員 出席者

事務局長 告畑 一彦

事務局次長 川田 康幸 参事 白菊 大志

・議事

議案第 9号 農地法第3条の規定による許可申請書審議について

議案第10号 農地法第4条の規定による許可申請書審議について

議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請書審議について

議案第12号 農用地利用集積計画の審議について

報告第 6号 農地法施行規則第53条の規定による届出について

報告第 7号 農地法施行規則第29条の規定による届出について

報告第 8号 農地法第18条第6項の規定による届出について

発言者	要 旨
告畑局長	皆さん、こんにちは。お忙しい中に御出席いただきありがとうございます。 それでは、「農業委員会等に関する法律」第27条第3項に規定してある過半数の出席委員を確認しましたので、只今から平成29年第3回芦北町農業委員会総会を開会いたします。 会議進行につきましては、会議規則第5条の規定により片山会長にお願いします。
片山会長	－会長挨拶省略－ それでは、早速、議案審議に入ります。 本日の、議事録署名委員は20番村上委員、21番田口委員にお願いします。 なお、2番浦川委員、5番白畑委員、9番宮原委員、15番草野委員から欠席の報告があがっておりますのでお知らせします。 それでは議事に入ります。 議案第9号「農地法第3条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
川田次長	議案第9号「農地法第3条の規定による許可申請書審議」について、農地法第3条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。 所有権移転の部1番、申請地及び譲渡人、譲受人の住所氏名は記載のとおりです。譲渡人事由は、「町外に移住しており管理耕作できないので売り渡す」譲受人事由は、「買い受け、一括管理する」となっています。合計耕作面積は、備考欄のとおりです。議案資料は、1ページから3ページになります。2ページをご覧ください。申請地は県道沿いと山の奥の方になります。現在耕作放棄地になっており、県、町の耕作放棄地の事業を活用し、果樹の苗を植えて管理するというところでございます。 所有権移転の部2番、申請地及び譲渡人、譲受人の住所氏名は記載のとおりです。譲渡人事由は、「未登記整理の為贈与する」譲受人事由は、「未登記整理の為受贈する」となっています。合計耕作面積は、備考欄のとおりです。議案資料は、4ページから5ページになります。5ページをご覧ください。斜線が引いてあるところが今回の申請地になります。その上の筆が譲渡人と譲受人で交換されたのですが、譲渡人は登記を完了しておりまして、今回の申請の登記が完了していませんでしたので、今回の申請になっております。 議案第9号「所有権移転の部」1番及び2番につきましては、「農地法第3条第2項各号」の不許可要件には該当しませんので、「許可相当」とであると判

	断します。以上です。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を地元委員さんをお願いしておりますので、補足説明がございましたらお願いします。 所有権移転の部 1 番の案件を「1 4 番の小崎委員」に説明をお願いします。
小崎委員	先日事務局と行ってまいりました。現在勤めながらデコポンをやっておりますが、もうすぐ定年になるということです。息子も今帰ってきており、農地を買い求めて農業をさせたいということです。田は耕作放棄地になっており、そこにデコポンを植えるということです。一生懸命本人も頑張っておりますのでよろしくお願いします。
片山会長	2 番の案件を「6 番の徳永委員」に説明をお願いします。
徳永委員	これにつきましては、交換したものを譲渡人は所有権移転を終えていたが、譲受人の所有権移転が出来ていなかったということで、今回提出されていますので、どうぞよろしくお願いします。
片山会長	地元委員からの説明が終わりました。 議案第 9 号につきまして、ご質疑ありませんか。 －「質疑なし」の声あり－ それでは採決を行ないます。 所有権移転の部 1 番の案件につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の声あり－ 異議なしということですので、所有権移転の部 1 番については、原案のとおり決定しました。 2 番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の声あり－ 異議なしということですので、2 番については、原案のとおり決定しました。 次に議案第 1 0 号「農地法第 4 条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
川田次長	議案第 1 0 号「農地法第 4 条の規定による許可申請書審議」について、農地法第 4 条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。 1 番。申請地及び申請者の住所氏名は記載のとおりです。転用目的は「植林」です。議案資料は、6 ページから 8 ページになります。資料の 7 ページをお願い

	いします。基盤整備をしてあるところから外れた迫の一番上の場所になります。資料の 8 ページをお願いします。その迫自体で農地が分断され、農地の広がり が 1.4 ha で中山間地域に存在する農業公共投資の対象になっていない小集団の農地で第 2 種農地（その他の農地）に該当します。 2 番。申請地及び申請者の住所氏名は記載のとおりです。転用目的は「植林」です。議案資料は、9 ページから 11 ページになります。10 ページをお願いします。地区の集落の入り口の方とずっと奥の方の場所になります。現場を確認したのですが原野のような感じになっております。農地の広がりも 5.1 ha ということで、周囲の状況から、「中山間地域に存在する農業公共投資の対象になっていない小集団の農地」で「第 2 種農地（その他の農地）」に該当します。 議案第 10 号「1 番」及び「2 番」につきましては、「農地法第 4 条第 6 項各号」の不許可要件には該当しませんので、許可相当であると判断します。以上です。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を地元委員さんをお願いしておりますので、補足説明がございましたらお願いします。 1 番の案件を「8 番の一谷委員」に説明をお願いします。
一谷委員	7 日に事務局と現地調査しまして、戦後の食糧難の時に開墾された田んぼと思います。今は隣接地もすべて山林で農機具も行かないということです。よろしくお願いします。
片山会長	2 番の案件を 5 番の白畑委員ですが、欠席ですので告畑局長に説明をお願いします。
告畑局長	2 番の案件について説明します。道路と山林の間で、他に影響はないと思います。許可申請については適当かと思っております。以上です。
片山会長	地元委員からの説明が終わりました。 議案第 10 号につきまして、ご質疑ありませんか。 －「質疑なし」の声あり－ それでは採決を行ないます。 1 番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の声あり－ 異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました。 2 番につきまして、ご異議ありませんか。

	－「異議なし」の声あり－ 異議なしということですので、２番については、原案のとおり決定しました。 次に議案第１１号「農地法第５条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
川田次長	議案第１１号「農地法第５条の規定による許可申請書審議」について、農地法第５条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。 所有権移転の部、１番。申請地及び譲渡人の住所氏名、譲受人の住所氏名は記載のとおりです。転用目的は「庭園及び駐車場」です。議案資料は、１２ページから１４ページになります。１３ページをお願いします。譲渡人の宅地内に見た感じも庭園のような状況ですが、畑として残っております。譲受人が宅地を購入するということで、残っている畑も同じ宅地という認識で一括して買い受けるということで、宅地として活用するということで申請が上がっております。１４ページをお願いします。農地の広がりに関しても、０．３ｈａということで、周囲の状況から、「中山間地域に存在する農業公共投資の対象になっていない小集団の農地」で「第２種農地（その他の農地）」に該当します。 議案第１１号、所有権移転の部１番につきましては、「農地法第５条第２項各号」の不許可要件には該当しませんので、許可相当であると判断します。以上です。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を地元委員さんをお願いしておりますので、補足説明がございましたらお願いします。 １番の案件を「１２番の阪口修一委員」に説明をお願いします。
阪口委員	畑と言っても晩白柚が１本か２本植わっているくらいです。周りは庭石が置いてあり庭同然になっておりますので、妥当だと思いますのでよろしくお願いします。
片山会長	地元委員からの説明が終わりました。 議案第１１号につきまして、ご質疑ありませんか。 －「質疑なし」の声あり－ それでは採決を行ないます。 所有権移転の部１番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の声あり－

	異議なしということですので、所有権移転の部 1 番については、原案のとおり決定しました。 次に議案第 1 2 号「農地利用集積計画の審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
川田次長	議案第 1 2 号「農地利用集積計画の審議」について、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画が芦北町長から下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。 賃貸借権設定の部、1 番。申請地、賃貸人及び賃借人の住所氏名は記載のとおりです。作目は、水稻で、設定期間は、新規設定 5 年間。賃借料及び耕作面積は、備考欄のとおりです。 2 番ですけれども、来月に申請したいということで取下げが出ておりますので、審議無しということでよろしくお願いします。 3 番。申請地、賃貸人及び賃借人の住所氏名は記載のとおりです。作目は、果樹で、設定期間は、再設定 5 年間。賃借料及び耕作面積は、備考欄のとおりです。 4 番。申請地、賃貸人及び賃借人の住所氏名は記載のとおりです。作目は、果樹で、設定期間は、再設定 10 年間。賃借料及び耕作面積は、備考欄のとおりです。 5 番。申請地、賃貸人及び賃借人の住所氏名は記載のとおりです。作目は、水稻で、設定期間は、再設定 5 年間。賃借料及び耕作面積は、備考欄のとおりです。 使用貸借権設定の部、1 番。申請地、貸人及び借人の住所氏名は記載のとおりです。作目は、水稻で、設定期間は、新規設定 5 年間。耕作面積は、備考欄のとおりです。 2 番。申請地、貸人及び借人の住所氏名は記載のとおりです。作目は、水稻と野菜で、設定期間は、新規設定 10 年間。耕作面積は、備考欄のとおりです。 3 番。申請地、貸人及び借人の住所氏名は記載のとおりです。作目は、水稻で、設定期間は、再設定 5 年間。耕作面積は、備考欄のとおりです。 以上です。
片山会長	議案第 1 2 号につきまして、ご質疑ありませんか。 －「質疑なし」の声あり－ それでは採決を行ないます。 「賃貸借権設定の部」 1 番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の声あり－

	異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました。 2 番については、申出書の取り下げです。 3 番につきましては、牧委員が関係しておりますので、退席をお願いします。 －牧委員退席－ 3 番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の声あり－ 異議なしということですので、3 番については、原案のとおり決定しました。牧委員は着席をお願いします。 －牧委員着席－ 4 番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の声あり－ 異議なしということですので、4 番については、原案のとおり決定しました。 5 番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の声あり－ 異議なしということですので、5 番については、原案のとおり決定しました。 「使用貸借権設定の部」1 番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の声あり－ 異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました。 2 番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の声あり－ 異議なしということですので、2 番については、原案のとおり決定しました。 3 番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の声あり－ 異議なしということですので、3 番については、原案のとおり決定しました。 次に報告第 6 号「農地法施行規則第 5 3 条の規定による届出について」を報告とします。事務局より説明をお願いします。
川田次長	報告第 6 号「農地法施行規則第 5 3 条第 1 項の規定による届出」が下記のとおり提出されたので報告するものです。 届出の土地の詳細については 8 ページと 9 ページになっております。

	譲渡人は旧所有者の欄になります。譲受人は芦北町です。転用目的は町道用地の収用関係の届出になります。路線名が町道の路線名となります。所在地は買収された元々の地番となっています。台帳面積が元々の面積で買収面積が町が買収した面積となります。買収後の地番が買収後地番になっております。以上です。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 報告第 6 号につきまして、ご質疑ありませんか。 －「質疑なし」の声あり－ 質疑なしということですので、報告第 6 号については、これで終わります。 次に報告第 7 号「農地法施行規則第 2 9 条による届出について」を報告とします。事務局より説明をお願いします。
川田次長	報告第 7 号「農地法施行規則第 2 9 条第 1 項の規定による届出」が下記のとおり提出されたので報告するものです。 1 番。届出の土地及び申請者の住所氏名は記載のとおりです。転用目的は「農業用倉庫」となっています。資料は、1 5 ページになります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を地元委員さんをお願いしておりますので、補足説明がございましたらお願いします。 1 番の案件を「1 4 番の小崎委員」に説明をお願いします。
小崎委員	現在農業用倉庫を持っていच्छゃいますが、2, 3 キロ離れた山手の方に持っておられるので、どうしても近くにないと便利が悪いということで、ここに移すということです。よろしくお願いします。
片山会長	地元委員からの説明が終わりました。 報告第 7 号につきまして、ご質疑ありませんか。 －「質疑なし」の声あり－ 質疑なしということですので、報告第 7 号については、これで終わります。 次に報告第 8 号「農地法第 1 8 条第 6 項の規定による届出について」を報告とします。事務局より説明をお願いします。
川田次長	報告第 8 号「農地法第 1 8 条第 6 項の規定による届出」が下記のとおり提出されたので報告するものです。 1 番。届出の土地の詳細及び、賃貸人及び賃借人の住所氏名は記載のとおりです。事由は「合意による解約」となっています。合意解約日は備考欄のとおりです。以上です。

片山会長	事務局からの説明が終わりました。 報告第8号につきまして、ご質疑ありませんか。 －「質疑なし」の声あり－ 質疑なしということですので、報告第8号については、これで終わります。 これで、本日の議案・報告について審議は終わります。 引き続き、その他の連絡事項に入ります。 (1) 農業委員会女性委員研修会について (2) 来年度総会等の予定について (3) 非農地判断調査について (4) 農業委員、農地利用最適化推進委員の応募状況について
------	---